

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

奈良県中小企業会館等宿泊事業者選定委員会を設置し、奈良県中小企業会館等に係る宿泊事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第一 職員の定年等に関する条例の一部改正

1 定年による退職

(1) 職員の定年は、年齢六十五年とすることとした。

(2) 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における定年は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とすることとした。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(3) (2)は、改正前の条例（以下「旧定年条例」という。）の規定により定年が年齢六十五年とされている職員には、適用しないこととした。

2 定年による退職の特例

(1) 6の(3)及び(4)により異動期間(6の(1)の異動期間をいう。(2)において同じ。)  
(6の(1)又は(2)により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(3の職をいう。以下同じ。)を占めている職員については、定年退職日の翌日以後、当該職員が当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができないこととした。

(2) (1)にかかわらず、令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの間は、6の(1)から(4)までにより異動期間(6の(1)又は(2)により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、6の(1)又は(2)により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限り、定年退職日の翌日以後も当該職員が当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができるものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないものとした。

3 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職

地方公務員法(以下「法」という。)に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とすることとした。

ア 一般職の職員の給与に関する条例又は県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に規定する管理職手当を支給される職員の職

イ 警視又は警部の階級にある警察官(アに掲げる職を除く。)

ウ ア及びイに掲げる職のほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職

4 管理監督職勤務上限年齢

法に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とすることとした。

5 他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準

(1) 任命権者は、法に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならないこととした。

ア 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法に規定する標準職務遂行能力（6の(3)において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

イ 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

ウ 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、アに掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(2) (1)は、警察法の規定による特定地方警務官（警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）に係る任用について準用することとした。

6 管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例

(1) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、へき地勤務等の当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、人事委員会の承認を得て、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監

督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）(3)において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることとした。

(2) 任命権者は、(1)又は(2)により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、(1)の事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）(4)において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができることとした。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないこととした。

(3) 任命権者は、(1)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、人事委員会の承認を得て、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に

降任し、若しくは転任することができることとした。

(4) 任命権者は、(1)若しくは(2)により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について(3)に規定する事由があると認めるとき(2)により延長することができるときを除く。）、又は(3)若しくは(4)により異動期間（(1)から(3)まで又は(4)により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について(3)の事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができることとした。

#### 7 異動期間の延長等に係る職員の同意

任命権者は、6により異動期間を延長する場合及び6の(3)により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととした。

#### 8 異動期間の延長事由が消滅した場合の措置

任命権者は、6により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする事とした。

#### 9 定年前再任用短時間勤務職員の任用

(1) 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができることとした。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでないこととした。

(2) 任命権者は、(1)によるほか、県が組織する地方自治法に規定する地方公共団体の組合の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるととした。

## 10 雑則

この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

## 11 情報の提供及び勤務の意思の確認

(1) 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び旧定年条例の規定により、定年が年齢六十五年とされている職員を除く。以下(1)において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとした。

(2) 警察本部長は、当分の間、警察法に規定する特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとした。

12 その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 第二 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条例に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることとした。

## 2 定年の引上げに伴う給与に関する特例措置

(1) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とすることとした。

(2) (1)は、次に掲げる職員には適用しないこととした。

ア 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

イ 旧定年条例の規定により定年が年齢六十五年とされている職員

ウ 職員の定年等に関する条例の規定によりに同条例に規定する異動期間（同条例の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

エ 職員の定年等に関する条例の規定により、定年退職日の翌日以降も、期限を定め、当該定年退職日において従事している職務に従事するため引き続き勤務している職員又は当該期限が延長された職員（同条例に規定する定年退職日において(1)が適用されていた職員を除く。）

(3) 法に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下(3)及び(7)において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(1)により当該職員の受ける給料月額（以下(3)及び(5)において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上

百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下(3)において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、(1)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給することとした。

(4) (3)による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合においては、当分の間、特定日以後、(1)により当該職員の受ける給料月額のほか、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給することとした。

(5) 警察法の規定により、特定地方警務官としての在職に引き続き、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官に任命(以下「特定任命」という。)された職員のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、(1)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給することとした。

(6) (5)による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合においては、当分の間、特定日以後、(1)により当該職員の受ける給料月額のほか、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給することとした。

(7) 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(1)の適用を受ける職員に限り、(3)の職員を除く。)であって、(3)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)及び(4)に準じて



算出した額を給料として支給することとした。

(8) (3)、(5)又は(7)による給料を支給される職員以外の(1)の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると思われる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)から(7)までに準じて算出した額を給料として支給することとした。

(9) (3)、(5)、(7)又は(8)による給料を支給される職員に対する期末手当及び勤勉手当における管理職加算並びに産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林業普及指導手当の規定の適用については、給料月額を、給料月額及び(3)、(5)(7)又は(8)による給料の額との合計額とすることとした。

(10) (1)から(9)までに定めるもののほか、(1)による給料月額、(3)による給料その他(1)から(9)までの施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めるところとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正

1 退職手当の支給対象非常勤職員に係る要件の見直し

支給対象非常勤職員に係る常勤相当勤務月の要件を、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日が十八日（一月間の日数（奈良県の休日を含める条例に規定する日の日数は算入しない。）が二十日に満たない日数の場合）にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数（以上ある月とすることとした。）

2 特定任命により職員となった後に退職する場合における退職手当の基本額に係る措置

給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用することとした。

3 失業者の退職手当の支給期間に係る特例

退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たとき

は、雇用保険法に定める期間と求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、雇用保険法に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）を失業等給付に相当する退職手当の支給期間とするとともに、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年からその他の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、失業等給付に相当する退職手当の支給期間に算入しないこととした。

#### 4 特定任命により職員となった後に退職した者の俸給月額

特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたとあるときは、条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとすることとした。

#### 5 失業者の退職手当に係る給付日数の延長に関する特例措置の適用期限の延長 特定退職者であつて、雇用保険法に規定する地域内に居住し、かつ知事が同法に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたものに該当する場合における給付日数の延長に関する特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日以前に退職した職員まで延長することとした。

#### 6 六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額に係る特例

(1) 当分の間、十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定め

ない職を退職した者又は定年により退職をした者等を除く。)に対する退職手当の基本額について準用することとした。

(2) 当分の間、整理退職等の場合の退職手当の基本額の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者又は定年により退職をした者等を除く。)に対する退職手当の基本額について準用することとした。

(3) (1)及び(2)は、次に掲げる者が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しないものとする事とした。

ア 旧定年条例の規定により定年が年齢六十五年とされている職員

イ 給与その他の処遇の状況がアに掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

7 定年引上げに伴う給料月額の変更に係る退職手当の基本額に係る特例

第二の2の(1)による職員の給料月額の変更に、給料月額の変額改定に該当しないものとする事とした。

8 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例

(1) 当分の間、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で規則に定めるものに対する退職手当の基本額に係る特例の適用については、現行の対象年齢及び割増率を維持することとした。ただし、定年引上げ前の定年年齢と退職時の年齢との差が一年である職員に対する給料月額の割増率を百分の二としていたのは、百分の三とすることとした。

(2) 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者が、五十歳を超えて定年引上げ前の定年年齢に達する前までに退職した場合、(1)の特例措置を適用することとした。

(3) 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者が、六十歳に達した日以後定年年齢に達する前までに退職した場合、給料月額の割増率を百分の二とす

ることとした。

9 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第四 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1 定年の引上げに伴う給料に関する特例措置

職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除く。）が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料については、第二の2の(1)及び(2)の例により管理者が別に定めることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第五 職員の再任用に関する条例の廃止

職員の再任用に関する条例（平成十三年三月奈良県条例第三十九号）は、廃止することとした。

第六 施行期日等

1 令和五年四月一日から施行することとした。ただし、第二の3の一部、第三の1、3及び5並びに3の一部は、公布の日から施行することとした。

2 次に掲げるものは、それぞれの日から適用することとした。

(1) 第三の5 令和四年四月一日

(2) 第三の3 令和四年七月一日

(3) 第三の1 令和四年十月一日

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

4 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。